

卷頭言

幼保の一元化の精神とは

何であつたか

小川 博久



近年、公立幼稚園に襲つて来ているのが、幼稚園と保育所を統合しようという動きである。この動きのペースの早さは、公立幼稚園に勤める教師たちやこれまで幼稚園教育に盡力をしてきた私の友人たちをとまどわせている。

思えば、この幼保一元化の動きは大正十五年に公布された幼稚園令まで遡ることが出来る。当時の世情は大正三年に始まる第一次世界大戦によつて世界

各国に様々な社会問題が発生し、特に婦人と児童への関心が大きくなり、社会運動として発展するきっかけになつていたのである。いわゆる大正デモクラシーの発生である。こうした状況の中で大正九年頃から児童保護の問題が大きくとり上げられ、託児事業が話題となり、大正十年には児童保護週間が設けられ、日本幼稚園協会主催の児童保護宣伝の催しが行われ、協会は託児所保姆の養成を考えようとし

た。そして大正十二年京浜地区は関東大震災に見舞われ、多くの幼稚園がこの災害に遭つた。これは幼稚園にとって大きな痛手であつたが、このおかげで幼児の保護は緊急に必要という認識から、託児所の急造など積極的保育事業対策が発足した。

この動きは大正十五年の幼稚園令発布につながつたのである。その中で重要なのが幼児教育と社会事業としての幼児保育の一元化である。ここでは、幼稚園を一部上流階級の専有物にせず、その社会的機能を發揮させるために、幼稚園令の条文は次のようになつてゐる。

まず第一条に「幼稚園ハ……家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」とし、第二条で「市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得」、その際、「費用ノ負担ノ為学区ヲ設ケルコトヲ得」として、第六条で三歳以上の就園としながらも、「但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼児ヲ入園サシムルコトヲ

この省令の目的について大正十四年の東京朝日新聞はこう述べている。「この新令の発布は別に強制的という意味ではなく、ただ勅令をもつて画一を図ることになるらしい。当局としては、現在の託児所をいま少し組織的に、幼稚園をもつと一般的なものとして、将来は両者を合体したものを幼稚園と称せしめようとの希望である。こんどの改善の焦点は保

得」とし、さらに「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」では、幼稚園設置の必要を説く箇所で、「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム」とし、三歳就園が原則だけれども「特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未満ノ幼児ヲモ入園セシメ得ルコトセリ」とある。

対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セ定ノ要旨並施行上ノ注意事項」では、幼稚園設置の必要を説く箇所で、「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム」とし、三歳就園が原則だけれども「特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未満ノ幼児ヲモ入園セシメ得ルコトセリ」とある。

姆の資格を向上せしめて対世間的信用を高め、これが

が待遇を改善して恩給年功加俸の規定を設けるのが幼稚園改善の第一歩と云われている。幼稚園を少なくとも現在の小学校と同様に全国的に普及せしめこれに相当の資格を与えることも急務とされている。」

ある。幼稚園令の公布によつて幼保の一元化は十分に実現されなかつたが、教育上の重要な論議となつたことはたしかである。

幼保一元化の新たな動きは昭和二十一年日本教育会保育部会による幼稚園令の改正、幼稚園保育の義務制度化・保育施設の一元化の提案であり、ここには、幼稚園教育の先達である倉橋惣三や保育所保育の指導者木戸幡太郎の願いも反映されている。

しかし結果的には、教育基本法・学校教育法の制定と共に幼稚園は学校体系に組み入れられ、それまでの「家庭保育ヲ補フ」という箇所は削られたのである。同じ昭和二十二年児童福祉法の制定によつて保育所は厚生省の所轄となり一元化が制度化された

のであつた。

しかし、幼児を保育する上でこの二つの施設が基本原理を異にすることは本来許されるべきではないとする関係者の熱意は残つていた。

昭和四十年代の終り頃、幼保一元化を自力で実現しようと北須磨保育センターに守屋光雄氏を訪問したことがあった。その折、幼保一元化を実現するための努力をたる伺つたことがあつた。幼稚園施設と保育所施設を隣接して設計した段階から、市役所の当局者からの違法建築の疑いがあるという再三の圧力をどうぐりぬけたか、保育者の労働条件や保育時間の平等性をどう確保するか、保育研修の時間をどう保障するか（特に保育所）といった工夫を聞いて、先駆者の努力の並々ならぬものを感じたのであつた。

しかし、バブル時代の中で幼保一元化の論議は保育学会でも問題にされることは少なくなつていつた。ところが、この所、幼保一元化の動きは、保育

の理念とは全く無関係に、その是非論をはるかにこえて、現実の動きとして急速に表れてきた。一つは、バブル経済の破綻と共に、地方自治体の財政赤字が表面化し、中曾根内閣以来の民間活力の導入という小さな政府の政策、それに少子化対策として登場したエンゼルプランと称する「子育て支援」の運動などの背景から生じたものである。これらの政策とその背景は、幼・保の一元化を加速化させ、施設や人材の有効利用、財政の健全化といった動きを加速させ、あれよあれよという間にそれが当然であるといった地方自治体の当局の姿勢が生まれた。

財政面からいってこの動きを停止すべきだとはいえない。しかし、一〇〇年以上もある幼児教育（保育）の歴史の中で、幼稚園と保育所はかりに同じ基本原理にたつと仮定しても、各々の職場の実践がつくり上げた保育文化の相違は小さくない。この実践に参加してきた保育者たちが、二つの文化の統合に向かって歩み出し、それを一つにして、その環境に

適応し、心地よく仕事ができるようにはそれなりの時間が必要である。そこに子どもの立場に立った教育的な理論に基づく、一元化への工夫も出てくるだろう。財政面からの一方的の一元化の施策は、これまでの歴史的な一元化とは全く異質で教育理念への正当な配慮がみられない。それはすなわち、現場の保育者の立場や子どもの立場をふみにじる態度でもある。地方自治体の当局者のこのようないくべきではないだろうか。

（日本女子大学）

参考文献

- 津守真、久保いと、本田和子共著『幼稚園の歴史』恒星社厚生閣、昭和五十一年、第七版 一九七六年